

(整理番号 420)

大阪地方最低賃金審議会

令和4年度第1回大阪府塗料製造業最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和4年8月30日(火)
午前9時55分から同10時50分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B
- 3 出席者
公 益を代表する委員 3 名
労働者を代表する委員 2 名
使用者を代表する委員 3 名
- 4 議 事
(1) 部会長及び部会長代理の選出について
(2) 議事録への署名廃止について
(3) 審議の進め方について
(4) 審議資料について
(5) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について
- 5 議事要旨
(1) 部会長には立見委員、部会長代理には村上委員が選出された。
(2) 議事録への署名について、廃止することとなった。
(3) 今年度の大阪府塗料製造業最低賃金専門部会については、運営規程のとおり、会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認がなされた。
(4) 事務局から、専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進め方について説明が行われた。
(5) 事務局から、審議資料の内容について説明が行われた。
(6) 大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議が行われた。
・ 労側委員からは、特定最低賃金の水準は、今後、少子高齢化や労働力

人口の減少・離職の増加により人手不足が本格化し、競争激化が予想される労働市場における、当該産業の社会的地位を表すものであり、産業の存続・発展にとって極めて重要な要素となることを銘記する必要がある等の理由から必要性有りとの主張があった。

- ・使側委員からは、大阪地区の塗料製造業は経営基盤の乏しい会社が多々あり、今年も雇用を守ることに注力し、大阪府最低賃金の動向を鑑み、現状維持すべきである等の理由から必要性無しとの主張があった。

(7) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方に確認され、審議は終了した。